

# 審査推進事業の歩みと展望

## ～環境変化に対応しつつ、さらなる審査のサポートに向けて～

審査第一部審査推進室 室長 中野 宏和  
審査推進企画班長 青鹿 喜芳  
電子情報計画班長 後藤 孝平  
電子情報計画係長 松山 紗希

### 抄録

審査推進室では、発明の審査及び実用新案技術評価書作成の支援などの事業を行っています。審査環境が大きな変化を遂げている中で、審査推進室では、オンライン対話、補充型検索の導入、電子的な納品の推進などの検索外注施策やFI・Fタームの一付与、非特許文献検索用のデータベースの実装などの電子情報の整備に努めて参りました。審査推進室は審査のバックオフィスとしての側面が強いので、検索外注など一部を除き審査部から見えづらい業務が多いと思います。そこで本稿では、審査推進室の業務を紹介しつつ、これまでの歩みとその展望について述べてみたいと思います。ぜひ、審査推進室の仕事、のぞいてみませんか。

## 1. はじめに

経済産業省組織規則では、審査推進室は「発明の審査及び実用新案技術評価書の作成の推進に必要な調査に関する事務をつかさどる」とされています。とはいえ、この規定ぶりから、審査推進室が具体的にどのような業務を行っているのか想像することは難しいと思います。

この記事では、審査のバックオフィスの一つである審査推進室の業務を紹介しつつ、これまでの審査推進事業の歩みと今後の展望について述べてみたいと思います。

審査において、検索外注に関わる機会が多いと思いますが、その案件が手元に届くまでには、検索外注の企画、運営のための多くのプロセスを経ています。また検索外注以外でも、迅速かつ的確に先行技術文献調査を実施するための電子情報の管理及び充実した文献検索のための環境整備も審査推進室の業務の一つです。

ぜひ、審査推進室の業務に一層関心を持って頂き、業務改善に向けてフィードバックをいただければ幸いです。特に、若手の皆さんには、審査の効率

化・質の向上を、将来、審査推進事業というマクロなアプローチから実現することにチャレンジしてみても……とだけ思っていたら幸いです。

なお、本記事は、著作者個人の資格で執筆されたものであり、特許庁技術懇話会、特許庁又は経済産業省の見解を表明するものではありません。

## 2. 審査推進事業における外注の歴史<sup>1)</sup>

審査推進事業において、分類付与事業や、先行技術文献の検索事業は、特許庁外の機関に外注を行う形で実施しています。

歴史的にみれば、まず、多観点ターム（以下、「Fターム」）検索システムを構築するために、過去の特許・実用新案公報を電子化し、これにFタームを付与したFタームデータベースの作成事業の外注を、1985年に設立された一般財団法人工業所有権協力センター(IPCC)に対して始めました。さらに、1994年には、特許公開公報の発行前の新規の出願に対してFタームの付与を行う業務について、IPCCが「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）」に基づき「特許出願の分類付与を行う指

1) 中山信弘、通商産業政策史11—知的財産政策—、経済産業調査会、2011年

定調査機関」と指定されたことを受けて、守秘義務を課した上で外注を開始しました。さらに、1998年には、このFターム付与の特許分類（以下、「FI」）付与を一元的に行う「一元付与」業務の外注を開始しました。

一方で、先行技術文献調査を行う業務についても外注を開始しました。1990年にはIPCCが特例法に基づき「先行技術文献調査を行う指定調査機関」に指定されました。その後、納入形態は変化し、1999年度を境に、納品型検索外注から対話型検索外注に順次移行していきました。

2004年には特例法が改正され、それまで、指定調査機関の要件を公益法人に限定していた規定が改められました。これにより、指定調査機関の要件から公益法人であることが撤廃されるとともに、法定の要件を満たす機関であれば登録により調査機関となることができる登録調査機関制度が導入され、IPCC以外の機関も先行技術調査の業務を行うことが可能となりました。この結果、登録調査機関数は増加し、2022年末現在、登録調査機関として9機関が登録されています<sup>2)</sup>。

その間、各国特許庁は、審査順番待ち期間の短縮のため、主に審査官の増員で対応してきました。例えば、中国は出願件数の急増に対応するために、

10年間で約8,000人の審査官を増員しています。一方で、日本の審査官数は任期付審査官制度を経てほぼ横ばいです。

それでも、特許庁が、欧米と比較して少ない審査官数で、効率的な審査を実現できている背景には、審査官の努力に加えて、検索外注制度の役割も大きいものがあります。現在、全審査請求件数の概ね2/3程度が検索外注されるまでになっており、検索外注は審査の効率化の大きな要素となっています。

このような特許庁による外注業務を進める上では、手続きの透明性や適切な運用を担保することが重要です。そのため外注を行うに当たっては、原則、公募が行われており、さらに、外部有識者からなる調査業務外注先選定会議が設置されています。当該選定会議では、登録調査機関が納品する調査報告の品質、財務状況の安定性、セキュリティ体制、指導連絡体制及び調査業務に要するコスト等を総合的に評価し、登録調査機関への発注の適否及び発注件数に関する優先順位を判定し、それぞれの登録調査機関への発注件数を決定する上での手続きの公平性や妥当性を審議しています。

また、先行技術文献調査事業及び一元付与事業においては、業務の円滑な実施に向けて、審査部と登録調査機関との間で定期的な意見交換の場が持たれ

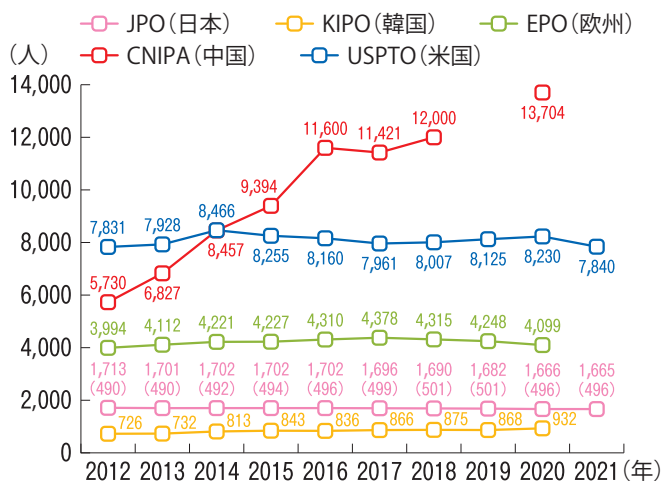


図1 日米欧中韓特許庁の特許審査官数の推移

(備考) JPOのグラフにおいて、上側は審査官数総数、下側括弧内はうち任期付審査官の数。  
(出典) 特許行政年次報告書2022年版

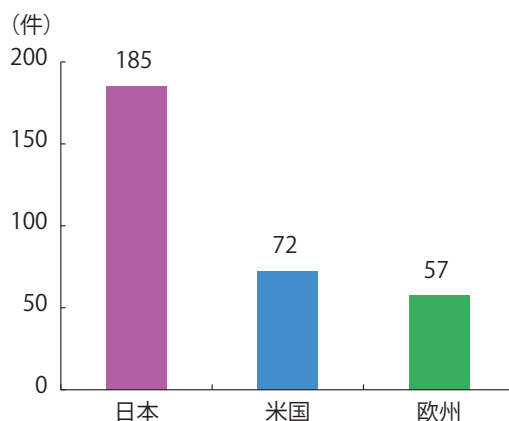


図2 日米欧特許庁の審査官1人あたりの一次審査処理件数 (2020年)

(出典) IP5 Statistics Report 2020をもとに特許庁作成

2) (一財) 工業所有権協力センター、テクノサーチ (株)、(一社) 化学情報協会、(株) 技術トランスファーサービス、(株) AIRI、(株) パナソニックグループ、(株) 古賀総研、(株) みらい知的財産技術研究所、ジェット特許調査 (株) (設立順)

ています。意見交換は重層的に行われており、登録調査機関を経営層とし特許庁側を企画担当部長、企画委員長、審査推進室長等とする「連絡会」、登録調査機関側を指導者層とし特許庁側を審査長、室長、主任とする「協議」などが行われています。



図3 連絡会（オンライン）の様子

※前田企画担当部長（中央）、遠藤企画委員長（右）

### 3. 審査推進室の業務紹介

#### 1. 電子情報の整備

##### (1) FI・Fタームの一元付与

出願（特許出願、実用新案登録出願等）に対して、明細書等に記載された事項に基づき、FIやFターム等の検索インデックスが付与されます。検索インデックスは先行技術文献調査に必要な「電子情報」であり、当該電子情報をデータベースに格納することで、これを活用して審査官や一般ユーザが効率的

に所望の先行技術文献を検索可能となります。特に、特許出願は年間30万件近く出願され、約19万項目のFI、約34万項目のFタームの中から、出願後直ちに適切な検索インデックスを付与する必要があるところ、FI・Fタームの一元付与を登録調査機関に発注することで、検索システムへの検索インデックスの早期蓄積、公開特許公報へのFI・Fターム等情報の早期提供を実現しています。なお、実用新案登録出願のFIは審査官が付与していますが、Fターム付与は登録調査機関に発注しています。

審査推進室では、登録調査機関が滞りなく一元付与事業を実施できるよう、事業全体の管理や一元付与結果データの検収、一元付与に関する各種施策の企画・運用を担当しています。この10年間で、一元付与の効率化やセキュリティ対策を踏まえて一元付与業務のシステム化が大きく進むとともに、登録調査機関の一元付与結果に対する審査官からのフィードバックや、審査部管理職と登録調査機関の分類指導者間での協議の継続的な実施等を通じて、特許庁と登録調査機関の相互連携がより深まっており、検索インデックスの質はさらなる向上を続けています。

##### (2) 検索インデックスの再分類・再解析

FIやFタームは、技術の進展や国際動向等の影響を受け、必要な技術分野において改正される場合があります。この改正に伴ってFIの再分類及びFター

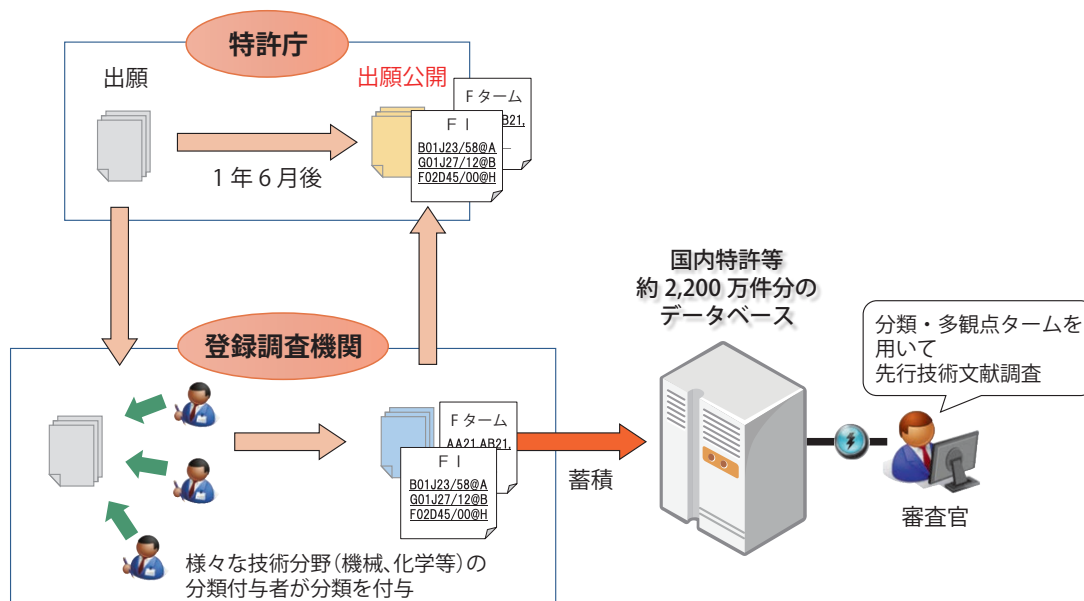


図4 一元付与事業のイメージ

ムの再解析を行うことにより、すでに検索データベースに格納された検索インデックスの情報が整備され、適切に機能する検索インデックスが最新の状態で格納されるようになります。検索インデックスの再分類・再解析は、審査官、及び、一部は民間事業者により実施され、審査推進室は、庁内の関係部署と連携して、分類付与に関する民間事業者への説明会、審査官によるサンプルチェック等、再分類・再解析に関する各種施策を企画・立案するとともに、再分類・再解析事業全体の管理を行っています。

付与した特許出願や実用新案登録出願だけではありません。年々多様化する先行技術の公開方法にも適切に対応しつつ、論文や技術雑誌、規格文書等の特許文献以外の文献検索も十分に実施する必要があります。

審査推進室では、審査官が非特許文献検索を行う環境を充実させるため、国内外の検索データベースや電子ジャーナルに自由にアクセス可能となるよう、商用データベースの調達、及び、非特許文献を庁内データベースに蓄積するためのデータ作成事業を担当しています。

### (3) 非特許文献検索用のデータベースの整備

先行技術文献調査の対象は、検索インデックスを

特許庁が調達している商用データベースは、図6に示すとおりです。多種多様な専門分野に対応した

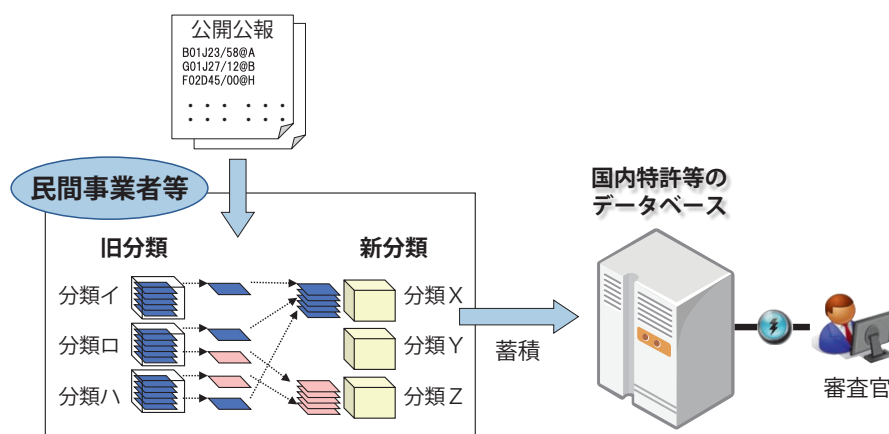


図5 検索インデックスの再分類・再解析事業のイメージ

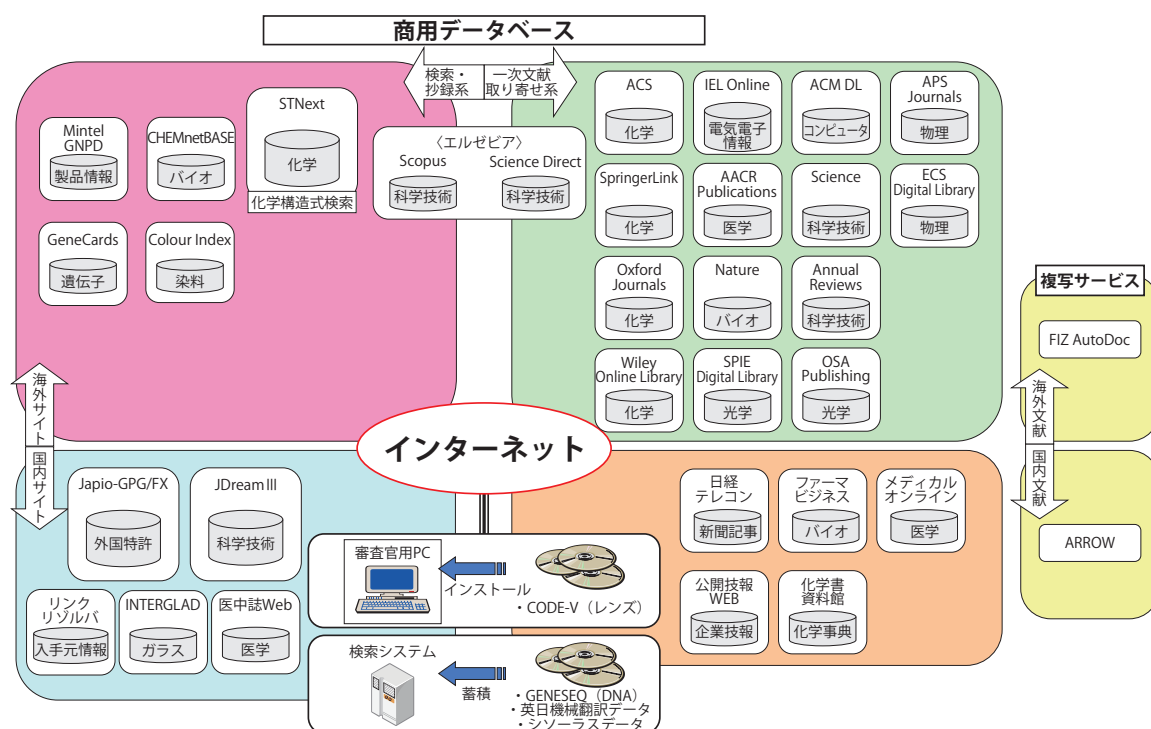


図6 検索に利用可能な商用データベースの一覧

国内外の技術文献の検索環境を提供できるよう、審査推進室では、技術の進展に応じた検索用データベースの調達及び事業管理を行っています。

また、審査のためには、あらゆる非特許文献を調査することが求められますが、マニュアルや雑誌、パンフレット、インターネット上で公開された技術文献については、商用のデータベースでは検索が困難な場合もあります。そのような技術文献は、民間事業者により電子情報を作成して納品してもらうことにより、庁内のデータベースに蓄積する必要があるところ、このデータベース蓄積事業の策定及び事業の管理も、審査推進室の所管です。

過去10年間で、医学やソフトウェア関連技術を筆頭に、技術革新が進んできました。技術動向に対応した検索環境の整備は的確な先行技術文献調査に欠かせないため、審査推進室では、審査官の要望や技術の進展、国際動向等も見据えながら、検索環境のアップデートを進めています。

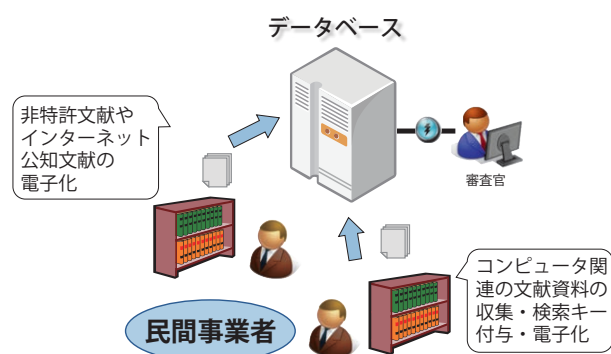


図7 非特許文献のデータ作成事業のイメージ

#### (4) 適切な公報発行の運用

特許または実用新案登録出願の出願人は、要約書を願書に添付して特許庁に提出することが義務づけられています。要約は、発明又は考案の要点を速やかにかつ正確に判断できるよう平易な文章で記載したものであり、出願数の増加や、技術の進展に伴う内容の高度化・複雑化に対応して、公報への的確なアクセスを実現する、重要な出願書類の一部です。

しかし、すべての要約書が、要点を押さえて簡潔に記載されているとは限らず、そのままでは公報に掲載するに適さないものもあります。そのような要約書の記載を修正するため、特許庁では、一元付与事業の一環として、登録調査機関に特許出願の要約

書の記載の適合性調査を発注しています。要約書を修正する必要がある場合には、登録調査機関が修正案を提示し、特許庁に報告することになっており、当該修正案は審査推進室で全件チェックを行います。

要約書は、英訳されてPAJ (Patent Abstracts of Japan) に収録され、非日本語圏での日本語特許文献の検索のために利用されるものでもあるため、審査推進室の担当者は、自らの技術的知識及び適切な文章表現手法をアップデートさせながら、業務を実施します。

#### (5) 実用新案登録出願の基礎的要件審査

実用新案登録出願は、出願後、形式的なチェック(方式審査)と、出願に記載された内容が実用新案の保護対象であるかどうかのチェック(基礎的要件審査)を経て、設定登録を受けることができます。審査推進室には、審査第一部～第四部を代表する審査官が計4名所属し、実用新案法第6条の2に規定される要件(基礎的要件)を満たすか否かをチェックしています。基礎的要件を満たさない場合、出願人に対し、手続補正指令書が発出されます。

実用新案登録出願の出願件数は、ここ10年で減少傾向にあるものの、技術動向に合わせて基礎的要件審査の基準や類型を見直しながら、適切に実用新案登録出願の設定登録を行っています。

#### (6) 分類決定の補助

出願に付与される特許分類のうち、主となるものが第一分類とされ、第一分類に基づいて、その出願の審査若しくは実用新案技術評価書の作成を担当する審査室が決定されています。ただし、複数技術分野に関連する発明又は考案については、審査室間の協議を経ても第一分類が決まりきらない場合もあります。その場合、各審査室の担当分野や見解等を総合的に考慮して、審査推進室長が第一分類を決定しています。

## 2. 先行技術文献検索外注事業

### (1) 検索外注事業予算・検索外注件数

検索外注事業は比較的大きな予算規模となっており、2022年度の検索外注件数は14.3万件(そのうち7.3万件は英語特許文献検索も実施)と年間審査

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (概算要求)
検索外注件数	14.9万件	15.5万件	16.2万件	15.6万件	15.3万件	14.9万件	14.6万件	13.6万件	14.3万件	
英語特許文献検索件数	7.5万件	10.1万件	11.1万件	10.8万件	11.4万件	11.6万件	9.5万件	9.7万件	7.3万件	
予算額	251.2億円	241.4億円	260.2億円	259.8億円	259.8億円	262.7億円	248.6億円	224.7億円	216.1億円	212.9億円



図8 検索外注関連予算等推移

件数の約6割となっています。近年は特許庁の財政健全化に向けて、2019年度以降、前年度比で-5.3%、-9.6%、-3.8%と毎年度その予算額が減少しています。2023年度予算は、STP14達成の特許庁目標に向けて概算要求額ではありますが、2022年度比で-1.5%とその削減幅が抑制されています。

(2) 検索結果の報告方法 (対話型、補充型等)

現在、検索者が検索結果を審査官に報告する方法は、対話型、補充型、納品型の3種類があります。検索外注事業が開始された1990年度から1998年度までは、書面の形で検索結果を審査官に報告する「納品型」のみが実施されていましたが、検索外注のさらなる効率化を図るべく、1999年度から「対話型」が導入されました。対話型では、検索者が口頭により検索結果を審査官に報告し、審査官はその場で報告内容に関するフィードバックや必要に応じて補充検索の指示を出すことが可能となります。現在は、この対話型が大部分を占めており、2022年度では全案件のうち約9割が対話型となっています。さらに、令和3年度より「補充型」が開始されました。この補充型では、対話型から対話を除いた

ものであり、検索者はまずは書面の形で検索結果を審査官に報告し、審査官は書面を確認後、必要に応じて補充検索を指示することになります。2022年度は全案件のうち約1割が補充型となっています。残る報告方法は「納品型」となりますが、現在は、対話型、補充型の実施状況が上記のとおりであるため、納品型は特殊な場合を除いてほぼ実施されていません<sup>3)</sup>。

(3) 外国語の特許文献検索オプション<sup>4)</sup>

日本の特許審査における新規性・進歩性の判断は世界公知を基準に行われるため、検索外注事業でも、内国文献に加えて、必要に応じて外国文献の調査が必要となり、当然、日本語以外に、英語、その他外国語も調査範囲となります。検索外注案件の1件ごとに、技術分野などを考慮して必要に応じ検索対象に対応した検索オプションが付与され、検索者は当該検索オプションに従って日本語特許文献以外の検索も実施することになります。中でも、急増する外国文献に対応するため、2014年度から英語特許文献検索オプションが本格的に開始され、2018年度から中韓特許文献検索オプション、独語特許文



図9 検索結果の報告方法 (対話型、補充型) のイメージ

3) 新型コロナなどにより突然対話が中止となりその後の調整が困難なケースなどが典型例。  
 4) 田中洋行、「外国特許文献検索外注」、特技懇270、2013.8.20

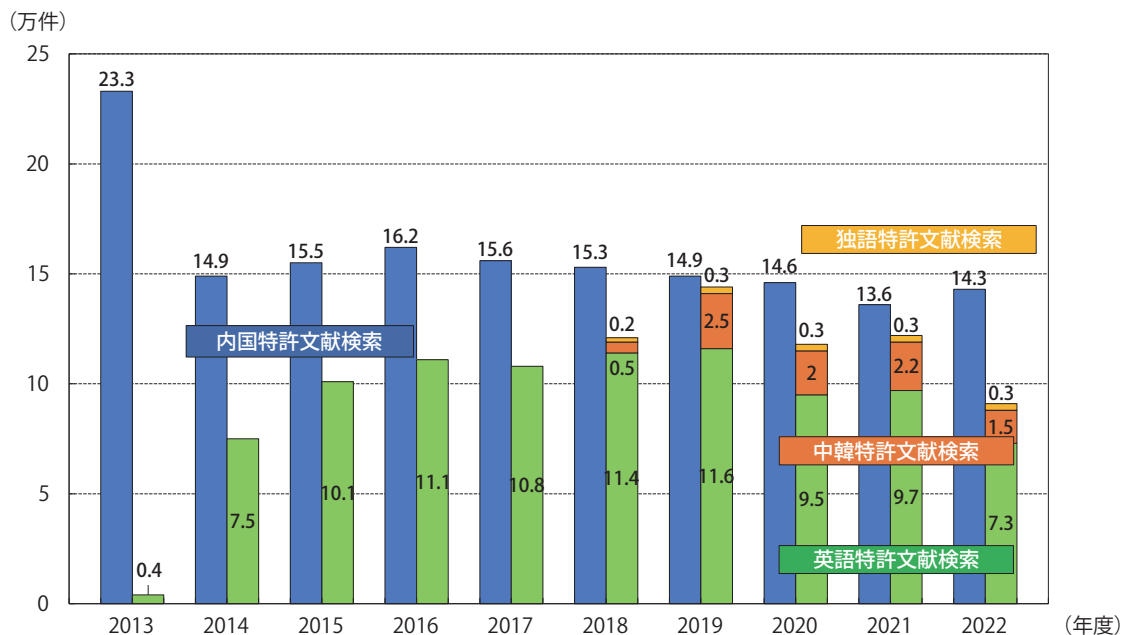


図10 内国及び英語等特許文献検索推移

献検索オプションが開始されています。2022年度では、検索外注14.3万件のうち英語特許文献検索オプション、中韓特許文献検索オプション、独語特許文献検索オプションがそれぞれ7.3万件、1.5万件、0.3万件となっています。

#### (4) オンライン対話

検索結果の報告方法のうち「対話型」については、オンライン対応での業務が実施されています<sup>5)</sup>。検

索者が各登録調査機関等から Teams アプリを介して審査官と対話を実施します。「対話型」を対面で行う場合には、検索者に特許庁まで来訪してもらう必要がありましたが、オンライン対話の場合は、それが不要となり時間的・費用的負担の軽減にもつながります。実は、オンライン対話については、2013年度から予備的試行が始まり2016年度にテレビ会議システム導入がされていましたが、新型コロナへの感染対策を契機に一気に拡大することになりました。現在は、99%以上が Teams アプリを介してオンライン対話を実施しています。



図11 オンライン対話室の様子

#### (5) 検索外注におけるペーパーレス化

特許庁と同様に、検索外注業務においてもペーパーレス化を推進しています。これまで審査書類については、紙で特許庁まで送付されていましたが、これをオンラインにて電子データの形で審査官に納品することになります。電子的な納品は、紙包装を受け取る手間を不要とし、オンライン対話の利便性を向上させるとともに、検索外注プロセスのペーパーレス化を通じて、物流コストの削減や情報セキュリティの向上など図ることができます。

さらに、電子的な納品に当たっては、紙に検索メモなどを書き込んだものをスキャンしPDF化する

5) 田中寛人、「オンライン対話」、特技懇270、2013.8.20

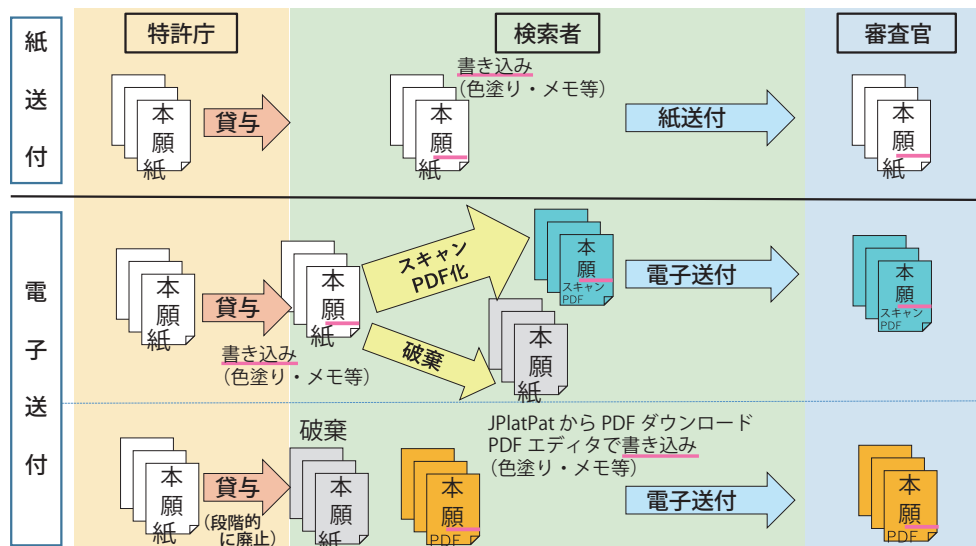


図12 審査書類の審査官への送付のイメージ (紙送付・電子送付)

場合もありますが、紙を介さずにPDFエディタにより電子的に書き込みしたものを電子的に納品する方法も一部で試みられています。

#### 4. 今後の展望

##### (1) 検索外注選定の最適化

現在、検索者が検索結果を審査官に報告する方法は、対話型が大部分を占めており、2022年度では全案件のうち約9割が対話型となっています。残りの約1割は、2021年度から開始された「補充型」になります。この補充型は、対話型から対話説明を除いたものですが、例えば、案件選定時に、案件ごとの特性に応じて、対話による技術説明の必要性が高くない案件の類型化がされて選定が行えれば、その効果はより高まるかもしれません。さらに、対応する審査官が既に背景知識を有しているか否かによっても、その効果に違いがあらうかと思われま

す。また外国語の特許文献検索オプションの設定時においても、例えば、特定言語の文献が引用される確率の高いものに対して当該言語のオプションを付与することができれば、その外国語の特許文献検索オプションの効果はより高まるものと考えられます。このことは、必要な外国語の特許文献検索オプシ

ンがすべて付与されていることが前提となっている試行中の付加的調査報告書作成オプションの場合についても同様であろうと考えられます。

このような検索外注の特性 (対話型か補充型、オプション種別等) と、案件特性や審査官とのマッチングにより検索外注の最適化が図れる可能性があります。

ただし、検索外注の選定作業において、検索外注の特性と案件特性や担当官の特性を詳細にマッチングすることには大きなコストがかかってしまいます。現在、特許庁において人工知能技術 (AI) を活用した業務支援が検討されていますが<sup>6)</sup>、そのような流れにおいて、AIの活用によって検索外注におけるマッチングコストを低減させ、検索外注の効果をより高めることができないか検討を進めていきたいと思

##### (2) 時代に即した電子情報の整備への取組

検索インデックスの付与や非特許文献検索用データベースの確保といった電子情報の整備は、バックオフィスとしての側面がより強い業務ではあるものの、先行技術文献の検索環境を充実させ、上述の検索外注事業を支えるうえで、根幹をなす部分であると認識しています。求められる検索環境は、検索手

6) 特許庁における人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション・プラン (令和4~8年度版) について ([https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/ai\\_action\\_plan-fy2022.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2022.html))



法や検索対象文献の多様化に伴って変化していくものであるところ、検索インデックスの付与精度向上のための施策はもちろん、検索インデックスの変化に応じた付与手法や、AIを用いた分類付与の可能性の検討、技術動向に応じた非特許文献の検索環境の更新等、検索環境を利用する審査官やユーザの要望を踏まえ、技術のトレンドに適合した電子情報の整備の在り方を常に模索していきたいと考えています。

### (3) 外国語の特許文献検索オプションの在り方

現在、外国語の特許文献検索オプションには、英語特許文献検索オプション、中韓特許文献検索オプション、独語特許文献検索オプションが設けられて

います。グローバル化が進展する中で、これら外国語特許文献は増加の一途をたどっています。このような状況下において、外国語特許文献を引用文献として用いる必要性は審査結果の信頼性の観点からも重要です。

しかし、昨今の予算制約の流れの中で、例えば、英語特許文献検索オプションは、令和元年度に約80%に達していたにもかかわらず、令和4年度には50%程度まで低下しているのが現状です。外国語特許文献が急増する中で一つの課題といえるでしょう。

一方で、サーチツールの進展によって、日本語ベースで各外国語の検索ができるようになってくる

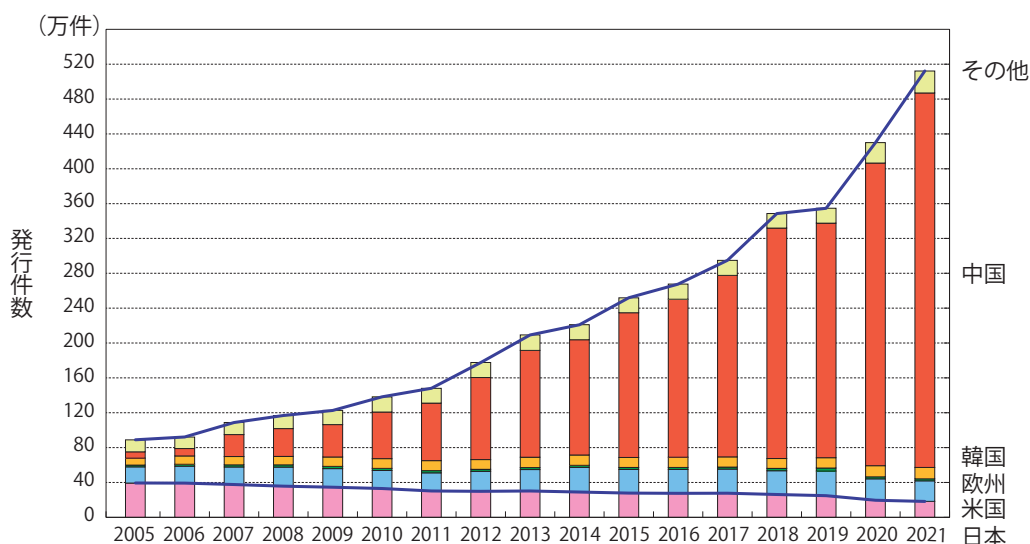


図13 急増する外国語文献

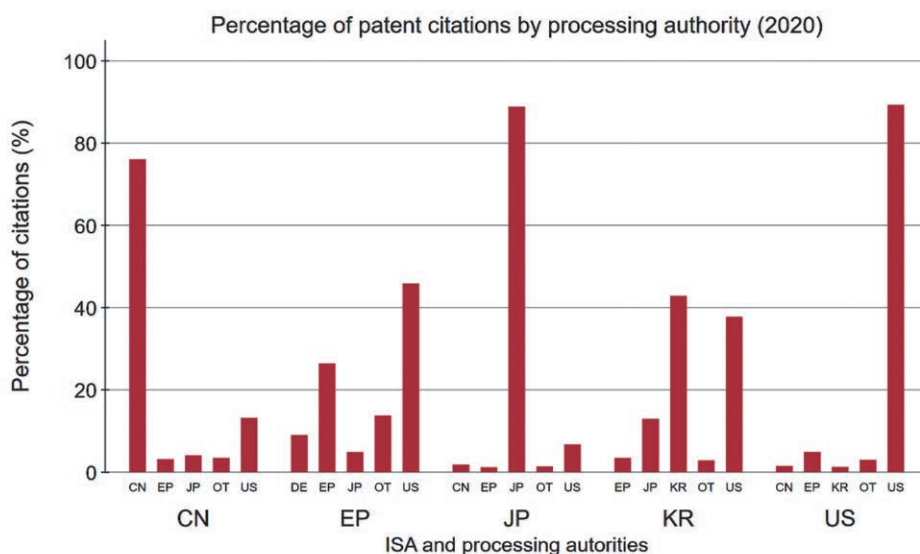


図14 各庁において国際調査報告で引用された特許文献の発行国別の割合

※ PCT国際調査報告で引用された特許文献の国別の割合。JPOによる国際調査報告では約90%の割合で日本文献が引用されている。  
(出典) Annex to Circular C. PCT 1634

中で、言語別に外国語の特許文献検索オプションを設定することが今後も合理的であるのか検討の余地があるかと思われます。グローバル化に一層対応した先行技術文献検索外注事業を行うためにも、例えば、言語に依存せず外国語特許文献を調査するべく、英語特許文献検索オプション、中韓特許文献検索オプション、独語特許文献検索オプションを統合してグローバル外国検索オプションとすることもあり得るのかもしれませんが。

#### (4) オンライン・ペーパーレス化の進化

対話型の導入により、審査官は対話を通じて直接に、検索者が発明内容をどのように理解し、どのような観点から先行技術調査を行ったのかを把握することができるようになりました。さらに、その場で必要な指摘や助言を行い、必要に応じて補充的なサーチを直ちに依頼することが可能となっています。さらに、対話の手法がオンライン化し、より柔軟でリアルタイムなコミュニケーション環境が整ってきています。

また、ペーパーレス化についても進んでいます。すでに、外注の提出形態について電子的な納品が進められていますが、その中で、検索外注の検索段階で紙を介さずにPDFエディタにより電子的に書き込みしたものを電子的に納品することも一部で試みられています。技術分野などにより効果の違いがあり得る可能性があります。将来的には、このような電子書込が本格化していく可能性も見込まれます。それは、検索報告書の形態にも影響を与えるものと思われます。今後、どのようなペーパーレスの在り方がよいのかの検討を進めていきたいと考えていきたいと思えます。

#### (5) 審査官による示唆、事前対話の積極的活用、協働の具現化

特許庁内において、サーチスタイルの変革が進められ、審査官は、各請求項に対してどんな拒絶理由が書けるか判断の仮説を立てサーチ対象を決定し、サーチ終了の見極めにおいても深追いすることなく速やかに相談することが推奨されています。一方で、登録調査機関の検索者は従来型のサーチを続けています。検索外注機関において審査官の仮説を取り入れた検索を行うためには、例えば、検索者が本

願を理解し、検索範囲を一応想定できたところで、担当審査官に相談をし、その示唆を踏まえて、本格的な検索・対話に先立つ事前対話をより積極的に活用することが有効ではないかと考えられます。

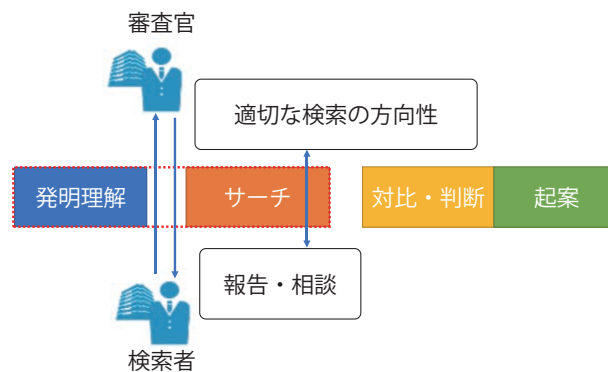


図15 事前対話の積極活用

このようにすれば、検索者は審査官にとっては不要であったはずの検索を避けることができ、また、審査官にとっては自身の仮説に沿った検索範囲を検索者に検索してもらえ、事後に補充サーチを行う可能性を減らすことができるといった利点が得られます。

また、先に外国語の特許文献検索オプションの在り方について、グローバル化に一層対応した先行技術文献検索外注事業を行うために、言語に依存せず外国特許文献を調査するべく、英語特許文献検索オプション、中韓特許文献検索オプション、独語特許文献検索オプションを統合してグローバル外国検索オプションとすることについて言及しました。しかしながら、もし、現行のまま、英語、中韓、独語の各言語のそれぞれの検索範囲を単純にすべて検索するということでは、サーチスタイルの変革が掲げる仮説思考型のサーチが実現できません。やはり、その導入に当たっては、審査官により言語も含めた検索範囲の示唆が前提となるでしょう。また、外国語の特許文献検索オプションが広がれば、審査官が裁量で示唆できる範囲が広がるという意味において、事前対話を積極的に活用する効果も高まるものと考えられます。

さらに、オンライン・ペーパーレス化の進化を背景として、審査官と検索者は、よりリアルタイムに相談や示唆が可能になります。

このような取組により、従前から指摘されている<sup>7)</sup>、審査官と検索者が信頼関係をもって、協働していくスタンスを具現化していきたいと考えています。

## 5. おわりに

審査推進事業における外注の歴史、現在の取組、さらに、今後の展望についてみてきました。審査推進室では、グローバル化、オンライン化、ペーパーレス化、AI化など環境変化を捉えながら、より検索外注から得られる効用の最大化を図るべく施策を推進するために活発な議論をおこなっています。



図16 審査推進室の議論の様子

※左から、審査推進室 中野、青鹿、松山、後藤

審査推進室は、多様な観点から検索外注や審査データベースの充実を進め一層審査をサポートしていきたいと考えています。

## profile

中野 宏和 (なかの ひろかず)

1996年 特許庁入庁  
2013年 総務部国際政策課多国間政策室長  
2015年 ジェトロ・デュッセルドルフ事務所知的財産部長  
2018年 経済産業省産業技術環境局国際電気標準課長  
2022年7月から現職

## profile

青鹿 喜芳 (あおしか きよし)

2007年 特許庁入庁  
2012年 審査第一部調整課企画調査班調査係長  
2015年 資源エネルギー庁新エネルギーシステム課課長補佐  
2018年 総務部秘書課弁理士室弁理士制度企画班長  
2022年4月から現職

## profile

後藤 孝平 (ごとう こうへい)

2009年 特許庁入庁  
2014年 審査第一部調整課審査基準室基準企画係長  
2018年 原子力規制庁長官官房総務課国際室室長補佐  
2022年10月から現職

## profile

松山 紗希 (まつやま さき)

2015年 特許庁入庁  
2019年 審査第一部調整課審査基準室国際基準係長  
2022年4月から現職

7) 榎本吉孝、「登録調査機関と特許庁」、特技懇273、2014.5.13